

海外派遣プログラム報告書
(Davis Polk Wardwell LLP, N.Y.)

三富彰太郎

I 概要

Davis Polk Wardwell LLP (以下、DPW) のニューヨーク・オフィスにて、2016 年 6 月 27 日から 7 月 22 日までの間、研修する機会を頂きました。同事務所では Non DPW Consultant という肩書きの下、Financial Institution Group のフロアに席を頂き、研修期間を過ごしました。

II 業務内容

1. 一般企業法務／危機管理案件について

クライアント企業において法令違反が疑われるインシデントが発覚したため、それにより当局に対する報告が必要となるかと言う点につき、相談が持ち込まれた案件に関与しました。クライアントから提出されていたヒアリング資料、レポート、内部会議により、事案の概要、問題となりうる法令などについて把握しました。その上で、近年の適用事例についてリサーチを行いました。

問題となっていた法令はマイナーなものであり、多くの文献や先例があるものではなく、私自身はリサーチに困難を覚えました。一方でこのような事案に対処するために、訴訟や当局経験が豊富な先生がチームに加わっており、幅広い経験の重要性を感じました。

また、会議では単純な違反の有無や報告の要否だけではなく、その他に当局が気にする点、それにどう対処すべきかなど、ビジネス上の問題も議論にあがっていました。むしろ後者の方が重要な問題という雰囲気もあり、弁護士の業務の奥深さを実感しました。

さらに、インシデントに対して抱いた印象が弁護士の方と私で少し異なっており、文化などの違いを感じ、外国法を適用することの難しさを感じました。もちろん法科大学院を卒業したばかりの私には何の実務経験もないので、印象の違いは私の経験不足によるものである可能性の方が高く、すぐに文化の違いを持ち出すのは適切ではないかもしれません。しかし、当該案件を離れて一般的に言えば、同じ事案を見たときにどのように感じるかは幾分バックグラウンドにも影響されることもあるように思います。論理的に法律論を展開するといっても、実際には落としどころのような感覚的な部分が全くないとは言えないとすれば、この違いが効いてくることもあると思います。この点は本を読んで勉強すれば身に付くというのではなく、法律論とはまた別の難しさがあると考えました。

2. Margin Loan 案件について

株を担保にした金銭消費貸借契約にも関与する機会を得ました。この案件では、当事者間で前提となるスワップ契約が締結されていたため、当該契約書を読み仕組みを理解した上で臨みました。

本案件では、スワップや Margin Loan について、実際の資料を通して学べたのはもちろんですが、研修期間中に Margin Loan についての具体的な話が開始したので、どのようにやり取りがなされているか、始めからフォローできたのは良かったです。特に、クライアントとの関係や事務所内部でどのような役割分担がなされているかという点は大変興味深かったです。どのように案件をすすめていくのか、と言う点は学生の身分では全くわからなかったことなので大変勉強になりました。

3. Living Will 関連案件について

いわゆる Dodd Frank 法は、一定の銀行持株会社に対して、金融システムや経済に深刻な影響を引き起こさず倒産法の下での破綻処理を可能とする、resolution plan(破綻処理計画。living will と同義)の策定を求めています。この resolution plan について触れる機会を頂きました。アメリカの金融規制について調べた上で、どのような問題があるのか、それに対してどのような検討・議論がなされているのかを見させていただきました。

前記の通り、Dodd Frank 法は立法自体が金融危機後になされた新しいものであるため、いまだ定説のようなものはないようです。このような新規の問題に対して、どのように対処しているのかを知れたのは大変勉強になりました。また、検討過程では、今まで学んできたような知識も活用されている場面もあり、その重要性を改めて認識しました。

4. その他

以上の業務の他に、Financial Institution Group での勉強会やシンクタンクのヒアリングにも出席しました。前者では立法案について批判的に検討がなされており、また後者では実務経験を踏まえた弁護士の意見が求められていました。立法過程にも関与していく弁護士事務所の役割の大きさを実感しました。

III レポート

1. 事務所について

DPW はニューヨーク・オフィスだけでも 600 人を超える弁護士が執務している非常に大きな事務所です。5 月から行われていたサマークラーク・プログラムには 100 人を超えるロースクール生が参加しており、彼らは採用のオファーを基本的にもらえるそうで、そこからも規模の大きさが伺えました。

特に印象的だったのは、インフラやサポート部門の充実です。例えば食堂では朝昼晩とおいしい食事が安く提供されていましたし、弁護士の研修については専門の部門が設けられていました。

2. アメリカの弁護士について

業務や期間中に開催されていたサマークラーク向けイベントを通して、様々なグループに所属している弁護士の経験について聞く機会がありました。そこで印象的だったのは、様々な経験を積んだ弁護士の存在です。訴訟を専門としているパートナー弁護士であれば裁判所でのロークラークや検察当局で他職経験を積んでいる方が多く、コーポレートを専門にしているのであれば企業や規制当局などに出向経験がある先生がいらっしゃいました。また、法曹三者にとどまらず、政治部門（一番華々しかったのは、ホワイトハウスでした）での職務経験をお持ちの方もいらっしゃいました。

この点は、Ⅱ記載のように業務を通じても感じられました。グループの構成をみると、様々な法分野の知識を持ち寄るだけでなく、各弁護士の経験も重視されている場合があるように感じました。

3. 語学に関して

DPW はアメリカの法律事務所ですので、所内では当然常に英語が使われています。4週間そのような環境にいて、仕事として英語を使うにはまだまだ努力が相当必要だと痛感しました。

聞く・読むという面では、略語、専門用語がわからなかったり、前提となっているアメリカ法の知識がないということが問題でした。この点は、予習をしたり何回か触れることである程度対処できましたが、全く違う点、新しい点に話題が移った場合には、理解度が落ちてしまいます。

一方でアウトプット面、特に議論を展開しようとするとうしろもなくなってしまうことが多々ありました。これは英語での知識不足から日本語を使って考えている割合が多くなってしまったために、英語に直すのに時間がかかったり、不自然になってしまったのではないかと感じました。

両者ともに、英語を使う機会が少なかったことに原因があるといえます。ロースクールでも英語を使う授業を履修する等していたのですが、努力不足でした。帰国子女でなくとも英語を普通に使える方はたくさんいるので、言い訳をせずに勉強をしなくてはならないと感じています。

4. 最後に

海外派遣プログラムは「国際競争力ある法律家の育成」が目的に挙げられています。今回の研修では、その道が険しいことをひしひしと感じ、これからどのようなキャリアパスをとるのか考える良い機会となりました。今後も研鑽に励んでいきたいと思います。

最後になりますが、貴重な機会を提供してくださった岩村正彦先生、神田秀樹先生、藤田友敬先生、事務局の小疇典子様、川村真理様、Davis Polk Wardwell LLP の皆様、支援を頂いた企業の皆様に心から感謝申し上げます。